

2007年（平成19年）11月16日

『みのもんたの朝ズバッ！』

「不一家関連」報道

～番組制作と放送の問題点について～

TBS検証委員会

目次

<はじめに>	3
1. 発表にあたって	3
2. 当委員会の調査の主眼	3
3. 当委員会の調査の方法	3
4. 聴取の対象者	3
第1章 本件放送と事後対応の事実経過	4
I. 放送までの経緯	4
1. 情報提供と取材	4
2. 放送に向けた作業	6
3. 放送決定に至る状況認識と判断	7
4. 放送前のチェック体制と情報の共有	8
II. 放送（番組）の内容	9
III. 放送後の対応	10
1. 不二家からの抗議	10
2. 1月23日（火）の放送について	11
3. 不二家問題：対応の経緯 <1>	11
4. 不二家問題：対応の経緯 <2>	13
5. 4月18日の謝罪放送	15
6. 本件放送に対する行政指導	16
IV. BPO放送倫理検証委員会の審理	16
V. BPO「見解」発表後の対応	17
1. 「見解」に係る対応	17
2. 再発防止の主な対応策	19

第2章 本件放送と事後対応の問題点.....	20
I. 放送に至るまでの問題点.....	20
1. 取材・調査上の問題点.....	20
2. 放送「決定」に至る判断について.....	22
II. 放送内容の問題点.....	23
1. 本件放送（1月22日）の問題点.....	23
2. 本件番組（22日以降）の問題点.....	25
III. 本件放送後の対応に係る問題点.....	26
第3章 改善に向けた意見.....	28
I. 制作体制について.....	28
II. 事後対応態勢について.....	29

<はじめに>

1. 発表にあたって

当委員会は、『みのもんたの朝ズバッ!』（毎週月曜日～金曜日：午前5時半～同8時半）が、2007年（平成19年）1月22日（月）に放送した不二家・平塚工場での「賞味期限切れチョコレートの再利用疑惑」報道に端を発する諸問題の「事実経過の検証」と「問題点の分析・評価」を目的として、6月13日に設置された。TBSの危機対応機関である「危機対応会議」から調査と報告書の取りまとめについて委嘱を受けたものである。

委員会は、調査・検証作業の恣意性をできる限り排除し、中立・公正と客観性を担保する第三者として、犀川治、桑原育朗両弁護士に社外委員を委嘱し、事情聴取をはじめとする調査全般と評価・検証作業をお願いした。TBSからはコンプライアンス室長の伊藤友治と前業務監査室付参与（現コンプライアンス室付参与）の玉置英樹が社内委員として加わった。

当委員会は、10月5日、「危機対応会議」に報告書を提出したが、今般、TBSからの求めを受け、この『番組制作と放送の問題点』をとりまとめた。

2. 当委員会の調査の主眼

- (1) 『みのもんたの朝ズバッ!』1月22日の放送（以下「本件放送」という）に至った経緯。
- (2) 本件放送に対する株式会社不二家（以下「不二家」という）の抗議と、TBSによる対応の経緯。
- (3) 上記（1）から（2）の過程における問題点。
- (4) 番組の制作体制および事後対応に関わる態勢の問題点。

3. 当委員会の調査の方法

検証作業は、本件放送および事後対応に関わる一連の記録文書や証憑類、放送素材、各種データ等の精査、分析、検討を踏まえて、関係者との面接調査（聴取）に依拠した。聞き取り調査は、本年6月20日以降、犀川、桑原両委員が社内14名の関係者を対象に実施した。

4. 聴取の対象者（役職名等は放送および事後対応当時のもの）

- | | | |
|------------------------|----|--------------|
| ① 番組の取材・編集担当ディレクター | 以下 | 担当D |
| ② 番組の曜日プロデューサー | | 曜日P |
| ③ 番組プロデューサー（月、水、金曜日総括） | | 番P甲 |
| ④ 番組プロデューサー（火、木曜日総括） | | 番P乙 |
| ⑤ 制作第4部長兼制作プロデューサー | | 制P |
| ⑥ 制作局担当局長兼制作考査室 | | 制作局局長 |
| ⑦ 制作局長 | | 制作局長 |
| ⑧ コンプライアンス室担当局長 | | コンプライアンス室局長 |
| ⑨ コンプライアンス室長 | | コンプライアンス室長 |
| ⑩ 総務局広報部長 | | 広報部長 |
| ⑪ 総務局長 | | 総務局長 |
| ⑫ コンプライアンス室他担当役員（専務） | | コンプライアンス担当役員 |
| ⑬ 現場総括役員（専務） | | 現場総括役員 |
| ⑭ 取締役編成制作本部長（TBSテレビ常務） | | 編成制作本部長 |

以上14名のほか、直接の聴取対象とはしなかったが、本件事案に関わった複数の参考人からも事情を聴いた。

なお、今回の調査では不二家側からの聴取等は行っていない。

第1章 本件放送と事後対応の事実経過

I. 放送までの経緯

1. 情報提供と取材

(1) 情報提供者からの入電

平成19年1月19日(金)午後2時56分ごろ、女性の視聴者からTBS視聴者センターに『2時っチャオ』の担当者につないで欲しいという趣旨の電話が入った。この視聴者は、不二家問題に関して情報の提供をしたがっていることがわかり、同センターの担当者は、『2時っチャオ』に電話をつなごうとしたが、あいにく生放送の最中であることに気が付き、他の番組でもよいかどうか改めて確認を求めた。その結果、この情報提供者(以下「A氏」という)は『みのもんたの朝ズバッ!』も視聴していることがわかり、『朝ズバッ!』に電話が転送された。

電話が転送された当時、番組の部屋には月曜日の放送を担当するチーム(以下「月曜班」という)が待機していた。月曜班は前週の1月12日にも不二家問題を取り上げており、その時に担当したディレクター(以下「担当D」)が電話に対応した。

A氏の通報内容は、かつて勤務した不二家の平塚工場で、賞味期限切れのチョコレートを溶かし、包装をし直して再利用したことがある、不二家騒動が起きている中で、自分が関わった行為は良くないことだと思うので、明らかにしたいという趣旨だった。

(2) 取材の指示

担当Dは、番組部屋のセンターテーブル(曜日PやチーフD、サブチーフDらが常時座っている場所の総称)に、電話を通じて不二家に関する情報提供者A氏が現れたことを報告したところ、曜日Pは、担当Dに取材するよう指示した。

(3) A氏の取材

(ア)1月20日(土)の午前中に、担当Dは、ENGカメラマン、ビデオエンジニア、取材車の運転手を伴ってA氏と合流し、公園内でA氏から取材を行った。担当Dの記憶では、車中と公園内での会話を含め取材した時間は1時間半ぐらいだった。うちオン・カメラ(VTRに収録)によるインタビューは14分31秒である。A氏はできるだけ早く帰宅したいと繰り返し担当Dに申し入れていたことから、担当Dは、A氏の取材に十分な時間を確保することができなかった。

A氏は、平塚工場に勤務していた時に撮影された2枚の写真を持参していた。担当Dは、A氏に平塚工場の配置略図などを描いてもらい、同工場の付近の概況などについても質問した。

担当Dは、他にチョコレートの再利用について証言してくれる人物がいないかどうか、いれば自分に直接電話してくれるように依頼した。

(イ)A氏と別れた後、担当Dは、平塚工場に赴き、その外観を撮影するとともに、A氏が話していた工場周辺の様子などを確認した。そして、会社に戻って、コンピューターで平塚工場の航空写真を検索し、A氏が描いた工場配置略図と比較検討した。

(4) 取材結果の報告と不二家への取材

担当Dは、取材結果について上司の曜日Pらに報告したところ、不二家側に取材するよう指示され、20日午後6時ごろ、不二家に電話取材を行い、広報担当者に以下の点に関して確認を求めた。

- ① 工場に還ってきたチョコレートを再度溶かしたり、パッケージを付け替えたりして再利用していた事実はないか。
- ② 具体的に「カントリーマアム」という商品名も出ている。
- ③ 賞味期限が切れているので捨てようとしたら上司に怒られたという話も出ている。

(5) 不二家側からの回答

不二家の広報担当者は、調べて回答するということになり、1時間ほど経過した午後7時ごろになって担当Dの携帯電話に連絡がきた。

- ① 小売店から返却された商品を使用していた事実はない。工場内で発生した成型不良品を使ったことはあった。
- ② 平塚工場では「カントリーマアム」の生産はしていない。

(なお、担当Dは、質問の当初に、これが「10年くらい前の話である」ことを不二家の広報担当者に伝えたと記憶しているが、この点に関する記載のない不二家側の資料「電話対応記入表」が残されている)。

(6) 第2の情報提供者B氏からの連絡と電話取材

20日午後6時半ごろ、担当Dの携帯電話に、平塚工場で働いていた者と名乗る人物(以下「B氏」という)から連絡が入った。担当Dは、A氏からの紹介であると理解し、VTR取材か電話録音による取材を申し入れたところ、B氏は検討すると言って一旦電話を切った。

同7時半ごろ、B氏から担当Dの携帯電話に再度連絡があった。VTR取材も電話録音もして欲しくないという答えだった。担当Dは電話録音を断念し、電話による聞き取りと筆記による取材に切り替えた。この時の取材・筆記メモは保存されておらず、本件放送が問題になった後、自らの記憶を再現してメモを作成し直した。

それによると、B氏は氏名を名乗り、自分の携帯電話番号を明らかにした上で、「賞味期限切れのチョコレートを溶かし、バケツ状の物に入れて再利用していたことは自分も知っている」、「成型不良品の使用とは違う」、「A氏のことは愛称も含めて知っている」、「カントリーマアムのことは知らない」などと証言した。

(7) B氏の発言内容についての報告

担当Dは、曜日Pらに対し、2人目の証言者となるB氏から連絡があり、電話取材でA氏の話を書ける内容の発言を得たと報告した。

担当Dは、「B氏はA氏の紹介者であること」、また「A氏の発言内容全てについて裏付けるものではなかったこと」の2点を曜日Pらに伝えたことは間違いのないとしている。しかしながら、「B氏の発言内容が自らの直接体験したものでなく、伝聞であること」を曜日Pらに対し、明確に伝えたかどうかについての記憶ははっきりしていない。これに対し、曜日Pは当初、「B氏の直接体験ではなく、伝聞である」という報告を受けたかどうか「覚えていない」としていたが、当委員会の2回目の聴取時には「聞いていたと思う」と答えている。

(8) 不二家への再取材

第2の情報提供者が現れたことを受けて、担当Dは20日午後8時半ごろ、再び不二家広報室に電話取材を試みた。しかし、先ほど応対してくれた担当者が不在で別の広報担当者が出たため、同人に事情を説明した上で、

- ① 当時、平塚工場で働いていた別の人物からも同様の証言を得た。
- ② それでも再利用を否定するのか確認してもらいたい。

と回答を要請した。これに対し、この担当者は翌日の午前11時までには回答すると約束した。

(9) 21日昼前の電話取材

翌21日の午前11時になっても不二家広報室から連絡がないため、曜日Pは、担当Dに問い合わせを指示した。担当Dの電話には昨夜と同じ担当者が対応に出て、「確認作業をしているが、まだ分からない。もし放送するのであれば、調査中と言わず、確認が出来ていないと表現して欲しい」旨答えた。(なお、20日午後8時30分ころおよび21日午前11時ころの各電話については、不二家の「電話対応記入表」に記載が残されていない旨不二家は説明する。

21日の回答について、担当Dは、その内容および担当者名をメモしたが、保存されていない)。

不二家広報室からの回答を聞いた曜日Pは、担当Dに対し、それは不二家として「確認ができ

ていない」と表現するように求めているものであるか念を押し、担当Dはそうである旨答えた。

(10) 取材終了時点における曜日Pの判断

曜日Pは、担当Dの以上の取材結果の報告を受けて、以下のように判断し、22日(月)の放送で取り上げる方針を固めた。

- ① A氏の情報は、当時の写真や状況証拠となる他の事実などからも裏付けられている。
- ② 証言の内容は、虚偽性が薄いと判断されること。金銭目当てや不二家に対する怨恨などが背景にあるとは考えられない。
- ③ むしろ、証言の内容や関連する情報の信用性は高いものであると考えられる。
- ④ A氏から紹介された人物とはいえ、第2の情報提供者であるB氏が出現した。
- ⑤ B氏がただ単にA氏と口裏を合わせているとは思えない。実際に発言の内容に関して部分的に重なり合わないところがある。
- ⑥ 不二家自身が、「確認ができていない」との表現を求めてきており、不二家としては再利用の事実それ自体については争うことができないと判断している節がある。

2. 放送に向けた作業

(1) 役割の分担

担当Dは、主に本編VTRのナレーション原稿執筆とビデオ編集を担当した。スタジオで使用するフリップ等の発注、作成はアシスタント・ディレクター(AD)に委ねられた。

(2) 当初の段階では「10年くらい前」と記述

担当Dは、まずナレーション原稿の作成に取りかかった。担当Dは、A氏の証言内容をまず簡単なメモに起こしてタイムスタンプを付し、これを基に、使用する部分と順番を指定した。証言内容を簡単なメモに起こす作業やタイムスタンプ付記などは、ADに依頼した。その段階では、A氏がチョコレートの再利用に関わっていたのは10年くらい前のことであることを原稿に書き入れていた。

(3) 「元従業員」という表現への方向付け

担当Dは、曜日Pらに対し、A氏が身元を知られることについて大変こだわっており、情報源であるA氏の秘匿が重要であることの念を押しした。そこで、曜日PはチーフDやサブチーフDらと、改めて、A氏に対する表現の仕方について議論した。働いていた時期を具体的に示すと、不二家には分からないとしても当時一緒に働いていた元従業員には特定されるおそれがあることから、あえて「元従業員」と表現することによって、A氏の指摘する事実が、過去のことであることが伝わるものと判断した。

(4) VTRの編集

担当Dは、A氏に対する取材から放送前の編集過程に至るまで、「カントリーマアム」はチョコレートの一種であり、具体的な商品名であると思い込んでいた。包装をし直して再利用したことに関するA氏の証言には「カントリーマアムに関するもの」と「チョコレートに関するもの」の双方が存在した。

担当Dは、VTRの編集作業において、「カントリーマアム」に関して証言している部分を「チョコレート」の再包装による再利用の証言として使用した。

その理由について、担当Dは「カントリーマアムに関する証言部分の方が、より簡明であり、短くコンパクトに、しっかりと話していたのでこちらを使用した」と述べている。

(5) フリップ作成の経緯

本件放送では、本編VTR終了後のスタジオ演出用に4枚のフリップが作成された。1枚目の「不二家ショック——元パート従業員が証言」に続く3枚はチョコレートの再利用に関する作

業工程をそれぞれイラストによって図示したものである。

2枚目は「チョコレートの包装を剥がす作業」、3枚目は「賞味期限の切れたチョコレートを大きな鍋のような容器で溶かし直し、牛乳を加えている作業」、4枚目は、「再利用されたチョコレートが新品になってでき上がる工程」を、それぞれ概略的に表現したものだ。

このうち3枚目のイラストについては、曜日PあるいはチーフDから、チョコレートを溶かし直す時には何か他の材料も入れるのではないかと問われ、担当DはA氏に電話で問い合わせた。A氏から明瞭な回答はなかったため、担当Dが「例えば牛乳ですか」と質問したところ、「そうかもしれないがよく分からない」という返答だったため、担当Dは“牛乳らしきもの”というイメージを抱き、ADに伝えた。ADがこれを「牛乳（生乳）」と判断して作画担当者に発注した結果によるものであった。

また、フリップはもともと事実を簡略化して分かりやすく示すためのものであるが、時間的に制約されたA氏とのインタビュー取材の中では、担当Dは、溶かし直しの際の具体的な設備や装置、作業手順などについては聞いていなかったことから、平塚工場での状況とは関連性のないイラストが作成された。また、曜日Pらも、視聴者にわかりやすく伝えることに主眼を置き、平塚工場の実際がどうであったかについて担当Dに確認することもなかった。

3. 放送決定に至る状況認識と判断

(1) 番組の放送全般に関わる意思決定の仕組み

本件番組の最高責任者は制作プロデューサー（以下「制P」という）である。取り上げるテーマから内容、出演者の選定、演出、放送時間など番組に係る一切のことについて最終的な決定権は制Pにある。

しかしながら、月曜日から金曜日まで毎日3時間に及ぶ放送の分量は膨大なものであり、その全てに関し、たった1人の制Pが細部まで判断と決定に関わることは、物理的に困難な作業と言える。

本件番組は、膨大な義務と責任を抱える制Pを補佐し、番組の監督体制をより厳密にするため、2人の番組プロデューサー（以下「番P」という）を配置し、交代で番組を総括している。

さらに曜日ごとに制作・放送班が編成され、それぞれの曜日プロデューサー（以下「曜日P」という）が責任と権限を委譲された形で、当該曜日の放送を仕切っている。

当該曜日の放送に当たって問題が生じた場合、あるいは極めて難しい判断と決断を迫られた場合などには、曜日Pは上司の番Pに相談して判断を仰ぐ。あるいは問題の大きさなどに応じて、曜日Pが制Pに直接、最終的な決定を仰ぐこともある。

(2) 本件放送の決定者

本件放送の前日である21日の夜、制Pはいつもどおり、月曜担当の曜日Pと電話で22日の放送分について打ち合わせを行った。「8時またぎ」という特集枠の企画内容などが打ち合わせの中心になった。本件事案について曜日Pからは特段の説明はなかった。

制Pは22日午前4時ごろ入社し、進行表と構成表を見て初めて本件事案の放送を知った。また、月曜総括の番P甲も、本件事案を放送することを知ったのは、午前4時に入社した後である。

以上からすれば、本件事案を放送することを実質に決定したのは曜日Pであった。

(3) 曜日Pの状況認識と判断

曜日Pが、本件事案をこのような形で放送することに踏み切ったのは、以下のさまざまな要素を考慮したことによる。

(ア) 積極的な要素・根拠

- ① 再利用疑惑は、食生活の安全や人間の健康に関わる重要な問題であり、無視できない。
- ② A氏が当時、不二家・平塚工場で働いていたことについて、写真など客観的な裏付けが存在しており間違いはない。

- ③ A氏の話には十分な信頼性が感じられ、また、もう一人の情報提供者であるB氏が存在し、その発言内容も、証言したA氏の信憑性を高めているなど、A氏の話は真実と判断できる。
- ④ 不二家問題に係る一連の報道で不祥事が次々と明るみに出されている状況からみても、賞味期限切れチョコレートの再利用がなされていたというA氏の話は不自然ではない。
- ⑤ 賞味期限が切れたチョコレートを溶かし直したり、パッケージを包み替えたりして再利用する行為が行われていたのは、10年くらい以前のことであり、おそらくは本社からの指示ではなく工場の判断で行われていたものと推測される。そうとすれば不二家本社がその事実を把握していなかったとしても不自然ではない。

(イ) マイナス要素

- ① 再利用の作業を実際に体験したと証言しているのはA氏1人である。
- ② 証言以外に再利用をしていたことを裏付ける客観的な証拠は存在しない。
- ③ 取材源の秘匿という観点から身元の秘匿は絶対的な条件となる。将来にわたってA氏の顔や氏名などを明らかにすることはできない。
- ④ B氏は、A氏から紹介された人物であり、証言の内容も伝聞にとどまる。

(ウ) 放送に踏み切った判断

曜日Pは、プラス要素がマイナス要素を上回るという認識であった。また、不二家広報室担当者が、21日昼の電話取材に対し「もし放送するのであれば、調査中といわずに確認ができていないと表現して欲しい」と回答したことも、放送に踏み切る判断を後押しした。

4. 放送前のチェック体制と情報の共有

(1) 番組のチェック体制

本番組は、火曜日から金曜日までの放送については、番組プロデューサーである番P甲と番P乙の2人が当番を決めて前日から交互に泊まり込み、内容等のチェックを行っている。ただし、月曜日の放送については、前日からの泊り込みをせずに、当日の朝、実際上は午前4時ごろに出社して、番組内容をチェックする体制をとってきた。

番Pは構成表をはじめフリップ、ボードなどを確認した上で、ディレクターや曜日Pらとの打ち合わせを行い、さらに司会者や出演者との打ち合わせに臨むことを日常の業務としている。

制Pも番Pと同様に、火曜日から金曜日の放送については、前日に構成表をチェックし、さらに必要に応じて指示を出しているが、月曜日の放送については当日朝になったのチェック・確認となっていた。

(2) 出演者への情報伝達の仕組み

本番組は、他の番組と同様に構成表や進行表についてはきちんと作り、スタッフと出演者に対しても周知徹底を図っている。しかしながら、司会のみのもんた氏やコメンテーターらの話す内容などについての台本は作成していない。VTRによる報道・解説と多数のフリップ、大型ボードなどを駆使し、みの氏のキャラクターと話術などによって番組の「流れ」をつくり、放送を組み立てるといふ番組コンセプトが基本にあるからである。

出演者に対する放送前の情報伝達の基本的な仕組みは、以下の通りである。

- ① 当日、番組担当者が当日の構成を説明した上で、それぞれの話題やテーマについて注意すべき事柄などを口頭で説明する。
- ② さらに必要に応じて、それぞれの出演者に対し、プロデューサーが補足説明をする。本件放送についても、出演者には前夜(21日)のうちに進行表がFAXで送られていた。しかしながら、本件事案である「賞味期限切れチョコレートの再利用疑惑」報道の項目については「項目見出し」の紹介にとどまり、内容の詳細までは記載されていなかった。

(3) みのもんた氏に対する情報伝達

本番組では、毎朝4時半から5時半まで、司会のみのもんた氏と番組スタッフとの打ち合わせを行っている。当日放送する3時間分の内容を対象に、全体的に網羅する。

本件事案に関しては、当日(22日)の朝、みの氏に進行表を手渡し、月曜日担当のスタッフが5分くらいの時間で内容を説明した。

説明の中で、取材の詳細について言及するだけの時間的な余裕がなかったため、以下の2点に絞って説明を行った。

- ① 自発的な情報提供者が存在し、賞味期限切れのチョコレートを溶かし直して再利用していたことを証言していること。
- ② 10年前ころのことと思われるが、情報提供者は身元がわかることを嫌がっているので、時期を特定できないこと。

(4) みのもんた氏の認識

みの氏は本件放送が問題になった後の聞き取り調査で、制Pと番P乙に対し、「放送の当日朝のスタッフ打ち合わせで、この件についても、その時に打ち合わせをしたと記憶している。進行表を見ながらの打ち合わせだったと思う。番組独自の取材だということで、時間的にははっきりと覚えていないが、5分程度だったと思う」と述べている。さらに当日の放送が進む中で「(本件事案の)コーナーに入る直前にも、フリップなどについて打ち合わせをしたと思う」と答えている。

また、VTRの中で情報提供者であるA氏が、不二家の平塚工場に勤務していた時期を特定していないことについて、みの氏は「最初の打ち合わせの時から直前の時から覚えていないが」と断った上で「スタッフから証言内容は現在のことではなく、かなり過去のものだけれど、VTRでは身元の特定を避けるために、時期のことは言っていない、と言われたように記憶している」と述べている。

(5) 「10年くらい前」情報の共有度

制Pと番P甲の2人は、賞味期限切れのチョコレートが再利用されていた時期が、「10年くらい前のこと」という情報を、放送当日になって曜日Pから伝えられた。制Pは、この情報をみのもんた氏に伝えた。

しかし、ゲストのコメンテーターら他の出演者に対しては、「10年くらい前の出来事であったこと」が、番組スタッフによって伝えられた事実を見出すことはできなかった。

II. 放送(番組)の内容

(1) 「新証言 不二家の“チョコ再利用”疑惑」と題された放送は、1月22日(月曜日)午前7時08分から4分28秒間放送された。

(2) 本件放送は、

- ・ 不二家平塚工場で働いていたという元パート従業員A氏のインタビューによる証言
- ・ スタジオでの解説、コメント

という2つのパートで構成された。

(3) A氏の証言は、顔を映さず、音声を加工したVTRにまとめられ、「賞味期限切れチョコレートをパッケージし直し、再利用していた」「賞味期限切れで返品されてきたチョコレートを溶かし、製造し直して新品として出荷していた」などの内部告発を行った。

- (4) A氏の証言に対する不二家側の反応として「確認がとれていない」というコメントが紹介された。
- (5) 本編の後段では、司会のみのもんた氏がA氏の証言内容を図示したフリップを使いながら解説した。また、コメンテーターに発言を求め、その1人が「作る人間がこういうふうに腐ってくると、まあひどいことになるんだなと思いますよ」と不二家に対する不信感を露わにした。

Ⅲ. 放送後の対応

1. 不二家からの抗議

(1) 電話による抗議

放送当日の1月22日午後8時ごろ、不二家広報室の担当者から本件番組宛てに、放送された内容は事実と異なるので訂正放送を求める旨の電話が入った。

番組の部屋には火曜日の放送を総括する番P乙が泊り込みの態勢でデスクにいた。番P乙は、抗議の電話に、事実関係を調べて返答すると答えたが、その後も2回、同じ趣旨の電話があった。

番P乙は、電話で月曜の曜日Pや担当Dから事実関係の確認を試みたが、2人とも連絡がとれなかった。

(2) FAX文書による抗議

翌1月23日の午前中に、不二家広報室から事実確認と対応を求めるFAX文書が送られてきた。その内容は

- ① 賞味期限が切れた商品は平塚工場には戻ってこないこと。
- ② チョコレートには製造日は印字していないこと。
- ③ 直接牛乳を加えるチョコレート製品はないこと。

の3点を指摘し、本件放送の内容に異議を唱えるものだった。

(3) 不二家からの「抗議」情報の共有化

番P乙は、月曜の曜日Pや制P、制作局局次長（制作考査担当）、コンプライアンス室局次長らに不二家広報室から対応を求める抗議のFAX文書が寄せられたことを報告した。また、制Pらは、それぞれの上司や担当役員に報告を行った。

(4) 曜日Pの認識と番P乙の対応

番P乙は、抗議がきた以上事実関係について再調査をする必要があると考え、事実関係が改めて確認されるまでは文書による回答は見送ることとし、不二家広報室に電話をかけて「本日中に対応したい」旨伝えた。またその後、調査等に時間がかかることも予想されるため、曜日Pに対し、その旨を不二家側に伝えるよう指示した。曜日Pは、電話で時間を要することを伝えた上で、FAXでも同じ趣旨の文書を不二家広報室に送信した。

番P乙は、相方の番P甲に対し、不二家が指摘してきた事実との相違点などについて調査をしてほしいと要請した。

(5) 番P甲による調査

1月23日の午後、番P甲は、担当Dをはじめ本件放送のADらスタッフから事情を聴取した。A氏の証言については、A氏が元従業員であることは間違いがなく、証言に悪意や虚偽は感じられなかった。

一方、不二家からの指摘については、以下のことが分かった。

- ① 「製造日」については、本件放送の字幕スーパー（SP）では、不二家の指摘通り「製造日と

賞味期限が書いてあるので…」となっていた。しかし、A氏はインタビューの中で「製造…うーんと、賞味期限が書いてある」と述べており、必ずしも「製造日」と断言しているわけではない。

- ② 賞味期限切れのチョコレートに「牛乳」などを加えて混ぜる工程を図示したイラスト・フリップについては、前述のとおり経緯で作成されたものであって、正確さを欠いていた。
- ③ 店舗から売れ残った商品を引き受けるといった点については、A氏自身が体験したのではなく、伝聞に基づくものである。「システム上、返品は工場に戻らないはず」との不二家の指摘については、そのシステムを採用した時期や仕組み等について不二家側に詳しく問い合わせた上で、A氏の伝聞と対比してみる必要がある。

以上の結果、番P甲は、不二家側の指摘してきた3点は、いずれに関してもA氏の証言に関する信憑性を揺るがすほど重要な違いであるとは現段階では考えにくいと判断した。

2. 1月23日（火）の放送について

（1）放送の内容

番組では、23日午前5時33分から、不二家の新社長が就任したというニュースを伝える中で、みのもんだ氏が「古くなったチョコレートを集めてきて、それを溶かして新しい製品に平気で作り替える会社は、もうはっきり言って、廃業してもらいたい」と発言した。

（2）抗議についての認識・対応

前日の放送について、22日夜に、不二家から番P乙に抗議と訂正を求める電話が入っていたが、23日早朝の時点では、番組スタッフ全体が抗議の具体的な内容を把握していたわけではなかった。23日早朝に、みのもんだ氏には不二家から抗議が寄せられたことは伝えたが、抗議の趣旨をスタッフ自体も把握していなかったために、具体的な問題点を伝えることもなかったし、番組側から、みの氏に対し22日の放送に関して何らかの対応をとってもらいたいという要請も行わなかった。また、23日の放送に関しても特段の指示や要請も出していない。

（3）司会者コメントの意図

司会のみの氏は、事後の聞き取り調査に対し、以下のように回答した。

「私はテレビの仕事のほかに、父親から引き継いだ水道メーターの製造販売会社の社長を務めている。こちらが本業とも思って、一生懸命努めているつもり。私がメーカーの経営者として常々自戒していることは、世の中に製品を送り出すメーカーは、送り出す製品に対して全責任を負わなければならない。お客さんに対し、嘘やごまかしは絶対にあってはならない。また、問題が起きた場合は、トップが全ての責任を負うべきだと思う。この当時、不二家は蛾の幼虫や卵が混入したチョコレートを製造していたことや、賞味期限切れの牛乳を使っていたことなどが既に明らかになっていた。こんな不衛生な製造現場を野放しにしていたような経営者は失格である。指摘のあった1月23日というのは、不二家の新社長就任のニュースを伝えたと覚えている。私は、（社長の交代で終わりにするのではなく）世の中に商品・製品を送り出す経営者として、ここまできたら廃業するくらいの覚悟で信念を持って経営に当たって欲しいとの激励を込めたつもりだった」

3. 不二家問題：対応の経緯 <1>

（1）番組内の対応体制

制Pは、時期を同じくして持ち上がっていた他の問題の対応を番P甲に指示し、本件について

は番P乙を対応の責任者に指名した。そして、曜日Pをはじめ月曜班で補充、補強の調査を行う体制を組んだ。

(2) A氏との再面談と物証の探索

(ア) 番P乙は、1月25日、証言の内容を改めて確認するため、本件放送の担当Dを伴ってA氏に面会した。

(イ) また番P乙は、A氏が平塚工場に勤務していた当時の同僚たちの住所録などが残っていないかどうかを確認しようと考え、翌26日にも再びA氏宅を訪れた。A氏は「自宅ではなく、実家に残っているかも知れない」と提案したのを受けて、一緒にA氏の実家に向かった。

A氏の実家で名簿などは探し出せなかったが、商品に付けるタグや騒音を遮断するための耳栓など、工場内で働いていた者でなければ入手できない物品類を見つけ出した。番P乙は、これらをA氏から預かって会社に持ち帰った。

(3) 顧問弁護士の助言

(ア) 1月24日に、番P甲は番P乙と協議した上で、不二家問題は報道的色彩が強いことから報道局の顧問弁護士に対応について相談した。

同弁護士は、A氏の供述の信用性は高いと思われるが、現在の資料ではその内容が真実であると立証することは難しいのではないかと、真実を立証する資料を今後集めることができるか、仮にそれが難しいとすれば、真実であると信じたことが相当であると判断される事情がどれだけあるかが重要な要素になる、いずれにせよ、番組を中心に社内に対策チームを設置して対応すべきである、という趣旨のアドバイスを行った。

(イ) さらに、1月26日、番P乙、曜日P、制作局局次長、コンプライアンス室局次長は、制作局の顧問弁護士を訪ね、相談した。

同弁護士も、A氏の証言には迫真性があるとしつつ、証言と客観的事実との符合が重要であり、チョコレートの再利用が可能であるかどうかも含めて客観的な事実を究明し、当時の関係者から客観的な事実を補強・補充する取材を進めるよう指示した。また、事実調査が不十分な状態で安易に文書によって回答すると後々問題になるおそれがあることも指摘した。

(ウ) これらの助言を受け、TBSでは社内に対策チームの体制を組み、本件に対応することにした。また、番組では、A氏が勤務していた当時の調査と取材を進める一方で、不二家に対しては、同社が1月23日付けFAX文書で指摘してきた事項に関し、番組側から問い合わせることとした。

(4) 不二家広報室とのやり取り

(ア) 曜日Pは、1月23日、同日付けで不二家広報室から送られてきたFAX文書による指摘事項について、電話による問い合わせを行った。

不二家広報室の担当者からは1月26日に返答があった。同担当者は「放送の内容は事実と異なる」ことを指摘したFAX文書に対する番組からの回答を督促する一方で、「チョコレートへの賞味期限表示は1995年から始めたこと」「その時点から期限切れ商品が工場へ戻らない仕組みを取っている」旨の回答をしてきた。

(イ) その後も、曜日Pと上記の広報担当者のとの間では、何度か電話でのやり取りが行われた。1月31日には、曜日Pが同担当者に宛てて以下のような質問をした。

- ① ロット番号を商品に付しているか。
- ② 食品衛生法では製造年月日の表示が義務付けられていたのではないかと。
- ③ チョコレートを再製する際に混入する物はあるか、あるとすれば、それは何か。

- ④ 担当Dによる放送前の事実確認に対して、21日昼の回答で「放送するなら、調査中ではなく、確認できないと表現してほしい」と要請した理由は何か。
- ⑤ 賞味期限の表示が1995年から始まったというのは間違いではないか。

(ウ) 2月6日ごろに電話でのやりとりがあったのを最後に、曜日Pが広報室に電話連絡を入れる3月12日まで、双方の間でやり取りはなかった。

(5) 膠着を招いた事情

- (ア) 「不二家問題」報道をめぐるTBSと不二家側のやり取りは、事実上1カ月半にわたって途絶した。(なお、その期間中に曜日Pが、本番組の担当責任者と不二家の広報担当者の面談を実現しようと、不二家側に提案したことはあった)。
- (イ) 番組側では、不二家側はチョコレートの再利用の事実そのものについて触れることはなく、放送での表現の問題に終始している。また、放送上の表現についても、早急に問題の収束化をはかりたいという雰囲気があるように思えるという認識でいたため、積極的に不二家に回答をするよう督促することはしなかった。
- (ウ) さらに、当方からの質問に対する不二家からの回答がないということは、総合的に判断すると、回答ができないか、あるいは、この問題について追及を諦めたかの事情がありうるとの考えもあった。すなわち、不二家としては事実上、再利用の事実を争わないのではないかとの観測も背後に存在した。

4. 不二家問題：対応の経緯 <2>

(1) 不二家側との面談

その後、制Pの指示を受けて番組側から働きかけ、3月14日に、番P乙と曜日Pと不二家側関係者による初めての面談が実現した。番P乙らは、新しい良好な関係を築きたい、そのためにも以前に提出した質問について回答して欲しいなどと伝えた。

話し合いは和やかな雰囲気の中で進められたが、局面の打開と事態の収束には結びつかなかった。別れ際になって、不二家側から、同社内に「信頼回復対策会議」が設置されたことが伝えられた。

(2) 不二家「信頼回復対策会議」

不二家「信頼回復対策会議」は、平成19年1月29日に活動を開始した。

(ア) 同対策会議の議長からの接触

3月12日、同議長からコンプライアンス室長に本件放送に関して初めての電話が入った。同室長はその日以降、同議長から頻繁に電話を受け、コンプライアンス室としての対応を求められることになった。

(イ) 面談の申し入れ

3月23日、同議長からコンプライアンス室長に電話が入った。用件は3月30日に予定されていた不二家「信頼回復対策会議」の意見書公表に際し「TBSの捏造報道問題を取り上げるかどうかを検討するので当日中に面談したい」というものだった。余りに急な申し入れであったため、番組担当者の日程を調整して3月25日(日曜日)に面談を延期するよう申し入れ、同議長はこれを応諾した。

(ウ) 不二家広報室との会合

3月25日の不二家広報室との会合には、不二家側から議長と3人の広報担当者が、また、TBS側からは番P乙ら3人が出席した。

(エ) 「信頼回復対策会議」議長の記者会見とTBSへの公開質問状

3月30日に議長による記者会見が行われた。さらに議長は4月2日、TBSに公開質問状を送ってきた。

(3) 事後調査と補強・補充取材

(ア) 不二家からの抗議を受けて以降、番組としてさまざまな調査を行った。不二家から指摘された3点についても、また、A氏の証言を裏付ける事実についても、幅広く調査を行ったが、客観的な事実としてはなかなか調査が進まなかった。

(イ) そこで、A氏が働いていた当時の従業員、しかも再利用の作業に関わった人物を捜し出すことに力を注いだ。が、“10年前ぐらいに” “限られた従業員によって行われた作業” という性質上、調査は困難を極めた。

(ウ) 第2の証言者であるB氏とは、連絡が取れなくなっていた。

(4) 担当Dの混同による編集問題

(ア) 3月26日、対策チームの一員が、22日に放送されたA氏の証言VTRで、チョコレートの再包装の部分として述べられた部分は、取材VTR（インタビューの元素材VTR）では「カントリーマアム」に関して述べられていた部分であることに気がついた。

引用部分の取り違えについて、曜日P、番P、制P含めて、その時点まで誰もそれに気づかなかった。それまでの対策チームによる内部調査でも担当Dからの申告はなかった。

(イ) 担当Dに編集の経緯を改めて問い質したところ、担当Dは、証言の取り違えをまったく自覚しておらず、A氏はチョコレートの溶かし直しと再包装について述べており、自分としては、それぞれについてA氏の証言を編集した。チョコレートの再包装について2つの証言があり、そのうち表現が強い方を選んだと答えた。

さらに問い質したところ、結局、担当Dは「カントリーマアム」を単純にチョコレート的一种、すなわち、チョコレートの具体的な商品名と誤解していることが判明した。このため、チョコレート以外のものに関する証言を、意図的にチョコレートに関する証言として編集したという認識や自覚はまったくなかった。担当Dにとっては、明確・簡潔なコメントを選んだに過ぎなかった。

取材の中でA氏は「カントリーマアム」をチョコレートとは別の種類のもの（クッキー）として区分して話していたが、取材をした担当Dは、その区別自体を理解せずにいたのであった。

(ウ) 編集問題の評価

担当Dの思い込みと混同による編集が判明したことを受けて、対策チームは以下のような検討、評価を行った。

- ① A氏は「カントリーマアム」と「チョコレート」の双方について「再包装による利用」を同じように明確に述べている。
- ② 編集した担当Dは「カントリーマアム」は「チョコレート的一种」と認識して証言の選択作業をしたものであって、意図的に取り替えたものではない。
- ③ 同じ内容の素材がある時は、簡潔、明瞭に表現している方を放送に採用することはよくあることであり、担当Dも誤解に基づきそのような処理をしたものと判断される。
不二家「信頼回復対策会議」の議長らが主張する“捏造”という観点からすれば、大きな問題ではない。

(5) 第三者による証言者A氏の信用性判断

コンプライアンス室長は、担当役員から「A氏の証言の真実性について、第三者の判断を仰ぐ必要がある」という指示を受けて、報道局の顧問弁護士に、A氏と面談した上でその供述の信用性について判断して欲しい旨依頼した。

同弁護士は、取材VTRを視聴し、また、A氏が最初にTBSに電話をかけてきた時の内容を担当Dから聴取した上で、4月2日と4日にA氏と面談した。

その結果、同弁護士は、A氏が平塚工場で働いていたことは間違いがなく、自己が体験した内容については詳細に述べており、時期や方法が異なる面談等において述べる内容が変遷しない。記憶が喚起されて新しく述べることがないわけではないが、自然でありことさら作話をしている疑いがない。特定されることを懼れており、また、TBSに対して金品その他の要求がまったくないことから虚偽の情報で利得を得ようとするところも窺えないなど虚偽の事実を述べる動機が見あたらない。A氏とほぼ同様の供述をする者がおり裏付けとなっている。などの事情を総合的に勘案し、与えられている情報の範囲内ではA氏の供述内容は信用性が高いとする意見書を作成し、同月9日にTBSに報告した。

5. 4月18日の謝罪放送

(1) 謝罪放送に至る経緯

TBSと不二家との折衝が膠着する中で、週刊誌や新聞等が1月22日の本件放送に捏造報道の疑いがあると報じた。このためTBSは4月13日、総務省に対し、本件放送に至った経緯の説明を行った。これと並行する形で誤解を招きかねなかった表現部分について訂正し、謝罪放送をするための準備に取り掛かった。

(2) 放送の位置付け

18日の放送は、1月22日に放送した内容の中で誤解を招きかねなかった表現3点について、不二家側にお詫びし、訂正することを目的にしたものである。ただし、放送法第4条に規定された訂正放送という位置付けはされていない。

(3) 謝罪放送の内容

(ア) 「ミルキーが戻ってきた！ 不二家再生へ本格スタート」と題され、午前6時38分から6分03秒間放送された。

(イ) 同コーナーは、以下の4つのパートによって構成された。

- ① 司会のみのもんた氏が「私もペコちゃんポコちゃんには愛着があって、そういう気持ちの表れとして、大変厳しいことも言ったが、販売再開はうれしい」などと語る導入部。
- ② 不二家の新社長が、コンビニエンス・ストアで同社の製品を購入し、販売再開の喜びと再生への期待を述べる部分。および一般消費者の「歓迎」コメントを紹介する部分。
- ③ コメンテーターによるTVジャーナリズムのあり方論に続いて、司会者のみの氏が「スタジオのお菓子は全部不二家にします」と述べた部分。
- ④ 局アナウンサーによる「ここでお断りです」発言に始まるナレーションとVTRによる訂正、謝罪部分。

(ウ) 「誤解を招きかねない表現があった」として、訂正、お詫びした3点

- ① 「出荷されたチョコレートが工場に戻る」は証言者の伝聞であり、事実であるという確証を得たものではなかった。
- ② 「証言者の不二家勤務は10年以上前」のことだったが「最近のことと誤解されかねない表現」だった。
- ③ 「チョコレートと牛乳を混ぜ合わせた」という表現で「牛乳」と断定した点は正確性を欠いていた。

- (エ) 同コーナーではさらに「TBSは、法律家が証言者に面談するなどして調査した結果、やらせや捏造に類する疑いはないとの報告を受けている」旨のナレーションに続き、局アナウンサーが「1月の一連の不二家報道で、行き過ぎた表現やコメントがあったことも併せてお詫びします」と述べて謝罪した。

6. 本件放送に対する行政指導

TBSは4月27日（金）、総務省から文書による「嚴重注意」の行政指導を受けた。

IV. BPO放送倫理検証委員会の審理

(1) BPOへの申立

不二家「信頼回復対策会議」の元議長らは5月15日（火）、BPOの放送倫理検証委員会（以下「検証委」という）に対し、（本件）放送に捏造があり、みのもんた氏のコメントに問題があるとして審理の申立を行った。

元議長らが本件放送に捏造があるとする根拠は次のような主旨である。すなわち、TBSはチョコレート包装に関する証言を得ていないにもかかわらず、「カントリーマアム」に関する証言をチョコレートについてのものに捏造し、チョコレートの再利用をしていた旨の虚偽の番組を作り上げた。

(2) 申立以後の検証活動とTBSの対応

- ① 本件放送に関し審理を求める申立が検証委に行われた翌日の5月16日（水）、検証委からTBSに資料の提出要請があった。
- ② 5月18日（金）、TBSは、要請のあった資料を検証委に提出した。
- ③ 5月23日（木）、検証委の第1回会合が開かれた。
- ④ 5月28日（月）、検証委からTBSに対し、追加資料の提出要請があり、TBSは31日（木）に提出した。

(3) 審理開始の決定

検証委は6月8日（金）の第2回会合で、本件放送について審理入りすることを決めた。

(4) 検証委によるヒアリング（聴取）の実施

6月14日（木）、本件番組の曜日Pと担当Dに対する検証委のヒアリングが行われた。

(5) 検証委の結論

7月13日（金）の第3回会合でも審理が継続され、26日（木）の再開催となった。そこで結論がまとまり、7月27日付け書面で、検証委からTBSに対する審理結果の申し渡しは8月6日（月）になるという通知を受けた。

6日の午後2時にTBSの代表取締役専務とBPO担当のコンプライアンス室局長、番組審議会事務局、TBSテレビ編成部長がBPO事務局に出向き、川端和治委員長から「TBS『みのもんたの朝ズバッ!』不二家関連の2番組に関する見解」を受理した。

(6) 検証委の「見解」公表とTBSの対応

検証委は6日午後2時からTBSに対し、審理結果である「見解」の文書（全25頁）を申し渡した後、同2時半から委員長らが記者会見に臨んだ。

TBSは、「検証委の見解を真摯に受け止め、今後の番組づくりに活かしていきたいと考えています」という趣旨のコメントを発表した。

V. BPO「見解」発表後の対応

1. 「見解」に係る対応

(1) 本件番組での対応

- ① 本件番組である『みのもんたの朝ズバッ!』は、8月7日(火)の放送でBPO「見解」について放送した。「朝ズバッ! 7:00ニュース」の枠内、午前7時14分から4分超の時間枠でBPO検証委の「見解」が出たことを伝えた。

冒頭、報道局出稿の本記ニュースを伝え、スタジオに降りたところで女性局アナウンサーがフリップを示しながら、BPOの構成や機能・役割などについて説明した。

その後、別の男性局アナウンサーが、新設された検証委が『朝ズバッ!』の1月22日と4月18日の不二家報道について「見解」を出したこと、また、見解は、捏造がなかったことを示すものであることなどを2枚目のフリップに従って説明した。

また、BPO検証委による記者会見の映像などを差し挟みながら、指摘された問題点5項目について逐一報告した。

男性局アナウンサーは「BPOからご指摘を受けた点について、改めて、この場を借りて視聴者の皆様にお詫び致します」と謝罪。改善策や今後の対応についても報告し「私たちは今回の貴重なご指摘を真摯に受け止め、今後の番組づくりに活かして行きたいと考えます」と述べた。最後に女性局アナウンサーが「みのもんたさんは、BPOの報告書をよく読んで、反省すべき点を踏まえ、今後、より良い『朝ズバッ!』をつくることに邁進して行きたいと思っております」と語り、夏休み中である、みの氏のコメントを紹介した。

- ② 本件番組の司会者、みのもんた氏は8月16日(木)、夏休みを終えて番組に出演した。そして、午前5時55分から以下のようにコメントした。

「みなさん、お早うございます。2週間ちょっとお休みを頂きました。2週間ぶりの『朝ズバッ!』でございますけれども、私が休んでいる間にいろんなことがありました。(中略) TBS『みのもんたの朝ズバッ!』不二家関連の2番組に関する見解、ということで、放送倫理・番組向上機構、BPOですな。そこからですね、25ページにわたる見解文が発表されました。私も真摯な気持ちで、これを読ませてもらいました。私どもこの『朝ズバッ!』の取材方法だとかですね、取り上げ方、そして何よりも司会進行をしております私のコメントのあり方などについて、色々ご指摘を頂きました。私も40年、喋り手をやっておりますけれども、まだまだ反省する点はたくさんあると思います。こうした点についても真摯な気持ちで、このBPOの25ページにわたる文章をですね、私は絶えず持ちながら、これからもこの『朝ズバッ!』でがんばって行きたいと思っております。素直にお詫びを申し上げたいと思っております。これからはですね、我々、このBPOのご指摘通りにですね、がんばりながら全力を挙げて、この『朝ズバッ!』という番組をさらに盛り上げていきたいなと思っております」

(2) ニュース番組等での放送

- ① TBSは6日(月)、夕方のニュース番組『イブニング・ファイブ』内で、BPO検証委の「見解」発表について「検証委は、TBSの『朝ズバッ!』が取り上げた不二家関連の放送について、不注意なVTR編集など放送倫理上の落ち度があったものの、捏造はなかったとする見解を発表した」旨報道した。

- ② 同日の『筑紫哲也のニュース23』においても、同趣旨の報道を行った。

(3) 番組審議会

- ① 8月8日(水)、第499回番組審議会が開催された。通常7月と8月は夏休み期間中ということもあり、特定のテーマに関する報告文書の提出という形式で運営されているが、今回は問

題の重大性に鑑みて検証委の「見解」にテーマを絞って審議が行われた。席上、月尾嘉男委員長は、「見解」が検証委の川端委員長からTBSのみならず番組審議会の委員長宛に申し渡されたことの意味合いを考え、番組審議会としても審議の内容を検証委に返したい旨の提案を行い、各委員に了承された。

- ② 9月18日（火）に開催された第500回番組審議会では、TBS側から番組制作体制の見直し組織改革、社内処分、検証作業などについて報告が行われ、前回に引き続き本件放送の問題についての審議を継続した。
- ③ 10月15日（月）の第501回番組審議会では、月尾委員長名の「意見書」がまとめられ、井上弘TBS社長に手渡された。番組審議会は、この「意見書」をBPOの検証委に対しても提出した。

（４）「放送と人権」特別委員会

- ① 外部の識者らで構成するTBSの第三者委員会である「放送と人権」特別委員会（山室恵委員長、田中早苗副委員長、玉木明委員）はBPO「見解」を受けて、8月23日に緊急会合を開催した。特別委は事案の重大性に鑑み、委員長名の「意見」をまとめた上で、井上TBS社長に具申することを確認した。
特別委は、通常3ヵ月ごとの開催とされているが、9月の定例会合を待たずに臨時の緊急会合という形で開かれた。
- ② 特別委は9月28日の定期会合で『朝ズバッ！』の不二家問題を引き続き審議の対象とし、さまざまな観点から問題点の指摘や検証を行った。それを踏まえて10月16日（火）に「意見」をまとめ、井上社長に提出した。

（５）レビュー番組の放送

自社番組の検証と放送倫理・放送表現、メディア状況一般などをテーマに毎月1回最終日曜日（05：30～06：00）に放送する番組『TBSレビュー』は8月26日、『朝ズバッ！』の不二家問題に関するBPO「見解」を特集し、その内容紹介と解説を行った。スタジオには検証委の委員でもある服部孝章立教大学教授を招き、見解の指摘事項や問題提起部分などに関し、解説とコメントをお願いした。

（６）社内処分

TBSは9月3日（月）付けで社内処分を行った。井上社長は月額報酬の一部を返納するほか、TBSのコンプライアンス担当役員ら全役員およびTBSテレビの全役員が減俸処分とされた。
一方、制作局長と本件番組の制Pは監督責任を問われ、曜日P、番P甲、番P乙と合わせて社内規定に基づく処分が科された。

（７）組織改革

TBSおよびTBSテレビは、10月1日付けで組織変更を行い、本件番組を含む全ての情報系番組を所管する「情報制作局」を新設し、これまでの制作局から独立させた。これは番組制作の効率化と、よりきめの細かい監督・管理体制による番組の品質向上を目指すものである。

2. 再発防止の主な対応策

TBSは、再発の防止と番組の品質向上を目指して、以下のような対応策を決めた。

- ① 匿名インタビューの原則の策定（4月23日付け）。
- ② 全ての情報系番組において、制作過程の各段階、特に取材、編集の経緯を記録する「制作過程チェックシート」の導入。
- ③ 本件番組（『朝ズバッ！』）において、司会者や出演者の発言やコメントを専門に担当する「MCプロデューサー」の配置。
- ④ 情報系番組のスタッフを対象「報道倫理ガイドライン」のセミナー開催。

第2章 本件放送と事後対応の問題点

I. 放送に至るまでの問題点

1. 取材・調査上の問題点

(1) 情報提供者A氏の取材

① 取材の問題

担当Dが1月20日の取材にかけた時間は、A氏との合流後に乗車した車中での面談および公園内でのインタビュー取材等を含めて1時間半ぐらいだったが、ENGカメラで収録されたVTRの長さは14分31秒だった。

A氏が早く帰宅したがっていたことなど取材に十分な時間をかけることのできない事情があったことは理解できる。しかし本件事案は、元パート従業員の内部告発に基づいて不二家の社会的な信用に関わる疑惑を報道するものである。告発証言の信頼性を担保し、きちんとした裏付けを取るためにも、もう少し時間をかけて事実関係の細部までしっかりと詰めるべきだった。取材当日にA氏がそれ以上時間がとれなかったのであれば、後日にさらに取材をすることは可能であったはずである。

後日の作業で、賞味期限の切れたチョコレートを溶かし直して「牛乳」を混ぜるイラスト画のフリップが作成されたが、混入材の確認プロセスにおいて、時間をとって丁寧に聞き取っていればこのようなフリップは作成されなかったはずであり、ここでも取材時間の不十分さが現れた。

② 事前準備の不足

20日の取材で収録されたA氏の証言インタビュー素材を精査すると、担当Dの質問には要領を得ないばかりか趣旨不明な部分がある。取材記者は、予定されるテーマや対象事案について、可能な限りの下調べと情報収集に努め、問題点の把握・整理しておくものである。事前に質問のポイントを決め、インタビューの仕方を工夫した上で情報提供者に向き合うべきだった。とくに、担当Dは自らA氏の電話を受けて事案の概要を承知しているのだから、電話を受けた19日午後3時前から、取材を行った翌日の午前中までに、もう少し下調べや問題点を把握・整理する時間はあったはずである。

担当Dが「カントリーマアム」をチョコレート的一种（具体的な商品名）と思い込んでいた背景にも、準備不足があったと言わざるを得ない。

(2) 第2の情報提供者B氏の取材

① B氏への対応

本件放送は、元従業員A氏の証言を最大の構成要因として組み立てられている。その信憑性を高め、発言の内容について裏付けをとる上で、第2の情報提供者であるB氏の出現は大きな意味を持つものだった。いかにしてB氏の協力を最大限に得られるか、その成否に大きなポイントがあった。

カメラ取材や録音を断られた訳だが、面談だけでもできないかどうかなど踏み込めなかったものか。実際にどれほどの情報をB氏が有していたか分からないが、B氏からはA氏の発言内容を完全な形で裏付け、さらに新たな情報を引き出すまでには至らなかった。これは取材者の技量に関わる問題だが、もうひと工夫できなかったのかと悔いが残る。

② 取材メモが保存されていない

B氏存在と発言内容は、番組が本件放送に踏み切るかどうかを決める上で大きな意味を持っていた。しかし、担当Dは、本件放送後B氏とのやり取りをメモしたものを保存していなかった。

内部告発を基に相手方に不利益を与えかねない報道では、その内容に相手側から抗議や訂

正、謝罪の要求を受けることがある。取材者は、そうした事態をも想定し、万々に備えておく必要がある。その意味で、重要な証拠となる取材メモを保存・保管していなかったことは、本件事案のような重要な社会問題についての放送においては特に問題である。

(3) 不二家への取材

① 「10年くらい前の事」に関する告知

担当Dは、最初の取材時に、賞味期限切れチョコレートの再包装・再利用が行われていたのは10年くらい前の話であることを広報担当者に伝えたという。しかし、不二家広報室の電話対応記入表には、その点に関する記載はなかった。この情報がきちんと不二家側に伝わっていたのかどうかは不明であるが、丁寧に伝えて取材するべきであった。

② 残されていない取材メモ

広報担当者との最初のやり取り、また21日昼に電話で回答してきた別の広報担当者とのやり取りについて、担当者の氏名を含めて取材メモは残されていない。これは、本件放送に踏み切るに至る重要な判断材料であり、それが保管されていないことは問題である。

(4) 裏付け取材について

(ア) 内部告発を基に番組を作りこれを放送する場合、情報提供者の証言内容だけを支え（根拠）にすることは困難を生じ、場合によっては事実と異なる報道になる恐れがある。周辺取材によって証言内容の信憑性や信頼性を裏付け、事実関係をきっちりと詰めていく必要がある。

(イ) その点で、A氏の証言を裏付けるための取材として、不二家広報室に事実の確認を求めたことは正しい。しかし、本件では、不二家広報室の応答を適切に保存し、確認できていないため、裏付け取材としてはきわめて不十分な結果となってしまっている。

(ウ) 証言の裏付け取材として、もう一步踏み込んで、古くからの不二家のフランチャイズ店、運送業者、あるいは他の菓子メーカー、各地の不二家工場などに取材をすることはできなかったか。返品の手組みや経路、賞味期限切れチョコレートの処分方法、再利用の実態はあるのかどうか、あるとすればどのような工程なのか等々丹念に取材を積み上げる必要があったにもかかわらず、その努力が足りなかった。

(5) 報道局との連携

(ア) 本件事案は、元パート従業員の内部告発を端緒に、その証言内容と周辺取材に基づいて不二家の企業責任を追及する、いわば調査報道だった。そうであるからこそ、上記(1)～(4)のような取材活動が不可欠である。

(イ) 番組が独自に入手した情報であるとはいえ、報道の社会的な影響の大きさやインパクトを考えるなら、番組という枠組みにとらわれず、報道局と相談しながらTBS全体のテーマとして取り組む方向性もあったと思われる。

取材の方向性や手法、また放送上の留意点などに関し、報道局とりわけ社会部や経済部に相談して助言を仰ぐか、あるいは共に連携する形で本件事案の報道に取り組むなど、より効率的で確実なやり方があったはずである。

(ウ) 本件番組は、結果として(イ)に掲げたような方向性を選ばず、番組の自力対応に終始した。この点については、大きな反省材料とすべきである。

(6) 取材御礼などについて

本件放送では情報提供者であるA氏とB氏から取材しているが、TBSないし本件番組からA、B両氏に対し、「取材謝礼」「出演料」「情報提供料」など、いかなる名目でも金銭の支払いは行われていない。

2. 放送「決定」に至る判断について

(1) 情報提供者の証言に関する確認とチェックについて

① A氏の証言に関する確認とチェック

取材から放送の決定に至る段階で、A氏のインタビュー素材VTRを視聴して中身を確認していたのは、番組スタッフの中で担当Dただ1人だった。曜日Pがチェックしたのは担当Dの口頭による報告と証言のポイントを抜粋したAD作成のメモだけだった。曜日Pはインタビュー素材VTRを直接確認して、その信用性に関する判断を行い、場合によっては補充取材をすべき点を指示すべきではなかったか。問題なしとしない。

② B氏の証言に関する確認とチェック

B氏の電話証言は、A氏の体験したことの一部を伝聞しているのみであり、また、平塚工場に一定年数勤務していたB氏が再包装について知らない事情もよく分からない。その点は消極的要素とも言える。曜日Pは、A氏の話とB氏の話が完全に重ならない点に、口裏を合わせていないことによる信用性を感じて積極的に評価したのであるが、やはり、もう少しB氏の話の内容をよく聞き、その上で証言として評価できるかどうか総合的に判断すべきであった。B氏の証言内容を正確に把握していたのは担当Dだけだったことからすれば、担当Dは、B氏の証言を詳細に曜日Pらに報告すべきであった。

(2) 証言に対する法律的な観点からの判断の必要性

(ア) 身元の秘匿を要する内部告発者の証言を基にして疑惑や不祥事を追及する報道においては、相手から抗議などを受けるリスクがつきまとう。場合によっては、法的な手段で訴えられる恐れもある。

本件事案についても、放送に踏み切るかどうかの判断を下す上で、仮に不二家側から訴えられた場合、A氏の証言（場合によってはB氏の証言も含めて）が法律的な観点（真実性の証明および誤信相当性）からみて耐え得るかどうかという評価・検討の作業を併せて行うという選択もあり得たはずである。

(イ) 本件においては、A氏の証言は信用するに足る内容であるという心証を得て本件放送に踏み切る判断をしたことには、一定の根拠があった。

しかし、放送に際しては、真実性の証明および誤信相当性の問題についてより明確に確信を有するに至るまで、さらに取材を続けるという判断もあり得たのではないか。

(ウ) 本件事案においては、本来ならば証拠として残しうるものが証拠として残されていない。21日昼に不二家広報室の担当者から得た回答も客観的な（証拠として使える）形で残されていない。B氏の証言についても同様である。これらは誤信相当性に関わる証拠であり看過できない反省材料である。

(3) 不二家広報室からの回答に対する判断

曜日Pは、放送するかどうかの判断過程で、積極的な要素とマイナスの要素の双方を認識していた。そうした中で、21日昼に不二家広報室から「もし放送するのであれば、調査中といわず確認ができていないと表現してほしい」という回答を得た。曜日Pは、これを事実上、再利用の事実を争わない趣旨だと受け止めたことが、放送に踏み切る判断を後押しする結果になった。

しかし、本件放送は、老舗のメーカーである不二家という企業のイメージを大きく損ない、企業活動に大きな打撃を与えかねない報道である。それだけに不二家のみならず社会全般に与えるインパクトは極めて強い。曜日Pの判断は、そうした点に十分な配慮がなされたものとは言い難い。

したがって、不二家からの上記回答をもってそのようなサインと理解して放送に踏み切って良いかどうか、もっと慎重に判断すべきであったのではないか。また、仮にそうするならば、将来に備えて、不二家からのファクシミリなど形に残るものによって回答を得るべきではなかったか。

(4) 放送のスタイルについて

仮に本件案件を放送すると決定した場合であっても、これら証言に関する法的評価や放送対応についての判断をきちんと行っていけば、放送する場合において、どこまでをどのような形で表現するかについての許容される枠組みについても、自ずから判断が可能となるはずである。

すなわち、本件放送のように賞味期限切れチョコレートの再利用があったと断定するのか、あったとする証言者はいるが、まだ真偽のほどははっきりしないとするのか、さらには、あったとする証言者はいるが、不二家は明白に否定している、とするのか、表現のスタイルはいろいろ考え得る。

(5) 放送に踏み切る判断体制

本件は、上記の観点からいえば、曜日Pは、放送にあたって上長の番P甲か制Pに相談し、総合的な判断を仰ぐべきケースであると考ええる。

(6) 放送決定判断の背景

以上、本件の放送決定に至る判断の背景をまとめると、

(ア) 番組スタッフは、不二家の不正な再利用について自発的に証言するA氏を得て、かつ、その証言には、再利用以外の事実も含めて体験者でしか語れないリアルさがあり、それが最後まで揺るがず、証言者と番組スタッフとの関係も一貫して良好であったことなどから、A氏の話は本物であり間違いのない判断した。

(イ) 本件事案である再利用は、当時世間を騒がせていた不二家の不正問題から見て十分あり得ることと番組スタッフに受け止められた。

(ウ) 曜日Pは、不二家広報室が事実上争わないであろうと受け止めうるサインを出した、と判断していた。

食品の安全に関する問題は、視聴者にとって極めて関心の高いことであり、ぜひとも放送しなければならないという思いが番組スタッフの間に存在していたことは否定できない。しかし、放送するに当たっては、上述のとおり組織的に厳密に検討すべきものであった。

II. 放送内容の問題点

1. 本件放送（1月22日）の問題点

(1) 編集・構成上の問題点

① 「10年くらい前」との情報を明示しなかったこと

② 「カントリーマアム」と「チョコレート」の混同

③ 「別の人物も同様の証言をしている」という表現について

「情報提供者と同時期に働いていた別の人物も同様の証言をしており、疑惑は深まるばかりです」とナレーションで伝え、「別の人物も同様の証言」という字幕スーパーも表示されたが、厳密に言えば、B氏は「再包装については知らない」と述べていたのであって、「同様」という表現は、B氏の証言内容を正確に伝えたものではない。

④ 不二家商品の映像について

「チョコレート再利用」を説明する部分で、現在、店頭に並んでいる不二家の製品数種類の映像が使用されていた。現在のチョコレート以外に映像がないためにこのようになったのであろうが、番組において再利用が10年くらい前のことであることをはっきりと伝えていなかったことから、現在市販されている製品を何の断りもなく紹介すれば、視聴者に最近の

出来事という誤った印象を与えかねない。

⑤出荷されたチョコレートが工場に戻るとの表現

本編VTRの内容を精査すると、証言者のA氏が「聞いた話」（伝聞）として述べていることがはっきりしている箇所や、前後の脈絡から伝聞とわかる箇所についても、A氏が直接体験したか、目撃した事実であるかのように断定的に伝えている部分がある。「出荷されたチョコレートが工場に戻る」という説明がそれに該当する。証言内容のどの部分が「伝聞」であり、どの部分が「体験・目撃した事実」なのか明確に区分することは、視聴者の判断を誤誘導しないために、極めて重要なことである。しかし、本件放送ではこの区分が十分になされておらず、むしろ伝聞情報を明らかにしないまま断定的に報道され、視聴者の誤解を招きかねなかった。

⑥溶かし直しについての不正確なフリップ図柄

牛乳（生乳）については、すでに述べたとおりである。ここでは、溶かし直しの装置・器具等の図柄について、多少検討する。

担当Dは、「溶かし直しは寸銅の大きいもので行っていた」というA氏の証言を基に、作業工程のイラスト作成を依頼した。しかし、この容器については、裏付けのないイメージ先行の表現だった。担当Dによると、はっきりとは覚えていないが、写真か何かを参考にイメージし、きちんと確認をとらないまま作画者に依頼したという。本件では、溶かし直しについてはA氏とB氏の証言以外にはこれを裏付ける材料がなく、従ってA氏らの証言の正確さが事実存否の判断の上で重要な焦点になる。少なくとも、これらのフリップについては、A氏に事前にフリップの図柄を見せて確認を取るべきであった。A氏の確認を取っていれば放送前に修正できた可能性はある。

(2) 編集・構成上の問題点の背景

①VTRの編集とチェック体制について

取材から放送までの段階で、A氏のインタビュー素材VTRを視聴して中身を確認していた者、および、B氏の電話証言を詳細に聞いていた者は、担当Dだけだった。

結果論から言えば、誰かもう一人のDかPが編集に立ち会うか、少なくともインタビュー素材VTRを視聴して中身を確認しておくべきであった。あるいは、A氏の発言内容を逐一文字起こしした書面（以下「文字起こし」という）が作成されており、これをチェックしていれば、編集後のVTRを見たときに前述した編集混同問題には気づいたのではないか。

②「面白さ」「わかりやすさ」偏重のVTR編集

担当DのVTR編集の背後に、事実の詳細を曖昧にして、わかりやすさや簡潔さ、使い易さなどを偏重する編集姿勢が存在しなかったであろうか。

報道番組であれ、情報番組であれ、視聴者の「目を惹きつけ」「インパクトのある」「面白い」ものを前面に押し出し、他の重要な要素を切り捨てる傾向は、近時ますます強まっている。「わかりやすさ」を「映像・音声の単純化」と同義語としてとらえ、そうした手法をもちやす風潮が番組制作者の間に広がっているようであるが、番組の制作現場でこうした編集手法が日常化した結果、編集の上で必要な部分だけを取材する、あるいは編集する上で都合のよい発言やコメントを誘導するような取材がまかり通っていないだろうか。

本件放送で、担当DがENGカメラで収録したA氏の証言は1分31秒だった。A氏の都合などもあり、これがただちに昨今の安易な取材態度の表れとは言えないかもしれないが、これからの番組制作者を育成し、その練達度を向上させる社内のシステムを点検する上で重要な視点の一つになり得ることを指摘しておきたい。

(3) 誤解を招きやすい発言やコメント

本件放送には、司会者のみのもんた氏やゲストのコメンテーターによる不適切な発言やコメントが見られる。いずれも断定・断罪調の言い回しとなっている。

- (i) 「これはもう大沢さん、何を変えればいい？」
 - @ 現時点でも何か変えなければならないような状況があること、具体的には賞味期限切れチョコレートの再包装や溶かし直しによる再利用が行われているような印象を与えかねない。
- (ii) 「ISO何番、何番って、すごい資格があっちこっち貼ってあるじゃないですか」
 - @ 現在の工場の表示を前提としており、現在も再利用が行われているかのような印象を与え、誤解を生じかねない。
- (iii) 「これは帳簿を閲覧し直さないでだめだと思いますよ」「帳簿上どういう風に動いているのか知りたいですよ、私は」「公認会計士さんが入っているんでしょうから、どういうその、経理をしていたのか、そっちの方が問題ですな。上場会社ですからね、上場責任は大変だと思いますよ」
 - @ 帳簿閲覧が可能な時点の出来事という誤解を生みかねない。

(4) 誤解を招きやすい発言やコメントの背景

本件番組にはいわゆる台本がない。司会者をはじめコメンテーターがどのような発言をするかは、番組の進行具合とそれぞれの出演者の判断と裁量に委ねられている。しかしいくら、裁量に委ねられていると言っても、出演者の発言によって権利侵害を生じたり、社会的非難を受けたりしないように細心の注意を払わなければならないことは当然のことである。特に事件報道や重要な社会問題などがテーマになるときは、番組として、事実認識や証拠評価をきちんと行い、隙のない構成にすることと、その情報を事前に出演者に的確に伝えておくことが、決定的に重要な要素になる。

放送前に、番組側と司会者みの氏さらにはコメンテーターとの間で、どのように打ち合わせが行われ、どのように情報の共有がなされていたのかを調査した結果、言えることは、月曜日から金曜日まで毎日3時間におよぶ番組を生で放送し続けることの大変さは理解できるが、やはり、このような問題を扱う場合における番組の体制・取り組みは不十分であるといわざるを得ない。

取材、編集の在り方、それにスタッフ、出演者間の情報共有の仕組みの再構築が不可欠である。

2. 本件番組（22日以降）の問題点

(1) 1月23日（火）の放送について

「古くなったチョコレートを集めてきて、それを溶かし直して、新しい製品に平気で……廃業してもらいたい」の部分は、再利用が「最近まで行われてきた争いのない事実」であるかのような前提に立って、断定的に語られている。これは、22日に加えて23日も述べられているという点で、視聴者に一層の誤解を生じさせかねないコメントであった。

また、前日の放送に対し、不二家から抗議の電話があった後にこのコメントが発せられているという点でも問題である。

番組スタッフは、問題が10年くらい前の出来事で、根拠をもって再利用が行われていたといえる期間はA氏が勤務していた期間でしかない（最近まで行われてきたと断定できる材料はどこにもない）ということは分かっているから、本来であれば22日の放送の途中で、少なくとも23日の放送に先立って、慎重に発言するように注意を喚起すべきであった。

不二家から抗議がきていること、少なくとも「最近まで行われてきた争いのない事実」ではないことをよく伝え、みの氏に対し、より慎重な姿勢で発言等に配慮してもらいたい旨、注意喚起をすべきだった。

その点から言えば、みの氏の真意がどこにあるにせよ、「廃業してもらいたい」という発言は言い過ぎと認定せざるを得ない。

(2) 1月31日(水)の放送について

食品に関して「汚物」という言葉を使用することは、いくら不二家に対する消費者の苦情の数が多いいえ不適切である。22日および23日における不二家批判のトーンがそのまま31日にも持ち越された影響も考えられ、放送前の打ち合わせと情報の共有に不備があった。

(3) 4月18日(水)の謝罪放送について

(ア) お詫びの中身が曖昧であり、視聴者にとってはわかりにくい不親切な内容の放送であった。

(イ) 本放送は、前段でみのもんた氏が「不二家再生へ本格スタート」の本編ニュースを紹介し、後段で局アナウンサーが訂正とお詫びの部分を担当した。

訂正とお詫びの部分では、賞味期限切れチョコレートの再利用があったかどうかについて触れないまま、誤解を招きかねなかった表現の3点を取り上げて訂正し、一連の不二家報道で行き過ぎた表現やコメントがあったとお詫びした。しかし、視聴者からすると、訂正した表現については分かるが、行き過ぎた表現やコメントとは何で、それは再利用の事実に関わるのかどうかということとは分からない。

しかも、そのお詫びの前段において、みの氏は、不二家に対する従来の厳しい口調から一転、不二家にエールを贈るかのようなコメントを連発した。不二家問題に対し、敢然と追及してきたこれまでの番組姿勢とは余りにも落差を感じさせる内容であり、その後続く謝罪放送を知らない視聴者からみると、番組内容の豹変ぶりに混乱したのではないだろうか。当委員会は、番組の構成や役割分担の手法については是非を問うものではないが、全体として視聴者からは分かりにくいものとなったことは否めない。

また、視聴者からすれば、みの氏のコメントについて、まったくみの氏が触れないでよいのかという疑問は残る。やはりみのもんた氏の口から、率直なお詫びの言葉があっても良かったのではないだろうか。むしろその方が番組に対する好感度と信頼感を高める効果をもたらすように思われた。

(ウ) 1月22日の本件放送から謝罪放送まで3ヶ月の月日を要したことは、もう一つの問題である。

4月18日に訂正謝罪した内容からいえば、これらは基本的には1月23日、番P甲が、曜日Pや担当Dらから行った聴取によって番組としては認識していたものである。そうであれば、不二家と番組側との交渉の途絶などによって円滑に協議を進めることができなかった事情はあったとしても、もっと早い段階で解決できたのではないかと思わざるを得ない。このことは、不二家との関係のみならず、視聴者との関係でも重要な意義を持つものである。

Ⅲ. 本件放送後の対応に係る問題点

(1) 抗議に対する反応の鈍さ

不二家広報室による抗議の電話を受けた番P乙は、曜日Pと担当Dに連絡を取ろうと試みたが、その夜のうちに連絡が取れず、翌23日の朝に伝えた。しかし、番P乙は、上長である制Pや月曜日の総括Pである番P甲らに対しては、不二家から抗議があったことを当夜のうちに連絡しなかった。当夜のうちに少なくとも番P甲には連絡を取るべきであった。

デイリーの番組であり、かつまた、翌23日にも不二家問題を取り上げる状況であれば、抗議について、23日の放送前までに抗議の事実と趣旨を番組内で共有すべく努力を払うべきだった。迅速さを欠いたと言わなければならない。

(2) 抗議内容の再調査と判断

(ア) 不二家広報室から23日午前中に届いたFAX文書に基づいて、その日のうちに、番組として事情聴取し、不正確であった点があることは把握したが、それらがA氏の証言に関する信憑性を揺るがすほど重要なポイントではないと認識した。問題は、不二家は事実上この問題を争ってこないのではないかと観測を下敷きに、この抗議について、「不二家が賞味期限切れチョコレート再利用問題に抗議の矛先を向けてこなかった」という点に重点を置いて、速やかな対応をとらなかつたところにある。このことが本件事案への迅速な対応を鈍らせ、謝罪放送に至る決断を長引かせた一因と見ることができる。

本来なら、事情聴取により事実関係がはっきりした時点で、不二家側に回答を返すなどきちんと対応して、解決すべきであったと思われる。

(イ) 結果論かも知れないが、本件放送に問題あることを認識したこの時点こそ、番組側にとっては事態を早期に收拾する好機だったといえる。しかし、抗議の内容を十分に把握、検討した上で対応することなく、A氏の証言の根幹に誤りはないという方向性に固執しすぎたために、むしろ事態を膠着させ、謝罪と訂正に至る時間を長引かせてしまったと言わざるを得ない。

(3) 本件放送の内容全般に係る再調査と検証作業の遅れ

1月23日以降、本番組は不二家広報室とのやりとりをはじめ、曜日Pが電話やメール、FAXを通じて質問などを繰り返した。その一方で、顧問弁護士らの助言に基づいて、本件放送の補充・補強取材に取り組むことになる。番P乙と担当Dらが証言者A氏と再々にわたって接触を重ね、証言内容の信頼性と信憑性を裏付けるための物証探しなどに奔走した。

しかし、初期段階における本件放送の内容全般に関わる再調査や検証作業は、極めて不十分なものであると指摘せざるを得ない。時間の経過に伴ってはじめて明らかになった事実関係なども少なくない。

一例をあげるなら、「カントリーマアム」と「チョコレート」を混同した担当DによるVTRの編集問題がある。「チョコレートの溶かし直しに関する部分の証言がないにもかかわらず、カントリーマアムの証言部分を編集で使用した」とする一部メディアの報道などに後押しされる形で3月下旬にA氏のインタビュー素材をチェックしたところ、この事実が初めて判明した。それ以前に元素材のチェックと確認の作業が行われなかったこと自体が問題である。

もう一つの例は、担当Dが取材の時々にまとめたメモや記録が残存していない問題である。これも問題の深刻さが増す中で実施された調査の過程で明らかになった。

第3章 改善に向けた意見

すでにTBSとして再発防止のための対応策が採られているが、ここでは既に採られたものも念頭に、改善についての意見を述べる。

I. 制作体制について

(1) 番組スタッフの修練度について

本件番組は、月曜日から金曜日まで毎日3時間、1週の延べ時間では15時間におよぶ放送を担い続けている。その放送を支えるのは、制Pをはじめ番P、曜日Pら幹部社員と、圧倒的に多数を占める社外スタッフである。他の情報系番組と比べても、スタッフの数は多く、総勢180人の大世帯である。

その中で、スタッフの修練度をどのようにして高め、あるいは補っていくのか。今後に残された大きな課題と言える。

【意見】番組制作スタッフの能力・修練度を向上させるための方策が必要である。たとえば、研修・セミナー等を定期的で開催すること、特に「報道倫理ガイドライン」の周知徹底を図る機会などを増やすことも一案である。

(2) 取材の一元化・協力：報道局との連携について

本件では、番組が独自に入手した情報を端緒に取材が始まった経緯がある。それだけに、番組が独力で取材・放送をしたいという思いが強かったであろうことは察しがつく。しかし、特に事件報道や重要な社会問題を扱う場合には、シビアな取材、編集、構成、情報共有の能力とシステムが必要である。この面から言えば、担当Dや曜日Pは共に報道取材の経験は十分とは言えず、また、番組がこうしたテーマに取り組む体制は十分ではなかった。

【意見】報道局との連携、取材の一元化・協力を促進するための方策について、さらなる社内論議を深め、その徹底を図る努力が必要である。それが取材の効率化につながるだけでなく、内容の質的、量的な充実にも寄与することが見込まれるからである。

(3) チェック体制について

番組としてのチェック体制も重要である。制作班は月曜から金曜まで曜日ごとに編成され、それぞれの曜日Pが班長として当日の放送を実務的に取り仕切っている。その上に2人の番Pが曜日ごとに交代で総括役となり、さらに制Pが番組と放送に関わる全ての責任を担っている。

制度としては確かに整っている。しかし、日々膨大な情報量のものを処理しながら番組内容の隅々までチェックの網をかぶせ、事前に誤りや不確かさを発見、修正するのは、やはり並大抵のことではない。質量の両面で、これまで以上に有効なチェック体制を再構築することが急務の課題である。

また、総勢180人のスタッフを抱える番組内で、十分な意思の疎通が図られているかどうかも課題である。曜日割で毎日3時間の生放送を絶え間なく出し続けるために、スタッフの1人1人が様々な仕事に関わり、深夜、早朝勤務も含めてあわただしく動き回っているという現実がある。

そうした制作環境の下で、意思の疎通を図るための仕組みを構築して行くことは、有効なチェック体制を作り上げる上で、不可欠な要素であると考えられる。

【意見】取材メモ及び資料の作成・保存
日々異なるテーマや題材を対象に番組づくりが行われる中で、取材メモや関連

資料を作成し、保管・保存することは面倒な作業である。しかし、これは放送後に何らかの問題が起きたときの対応時等には、必要不可欠なものである。スタッフに対し、取材にはいるときから取材メモの作成および取材メモ・資料等の保管を指示して、励行させるべきである。

【 意見 】 本件事案が問題となって以降、情報系番組の制作現場では「制作過程チェックシート」制度が導入され、実践されている。このチェックシートは企画段階から取材、編集、放送に至る細部までチェック項目が準備されている。本制度を形骸化することなく、効果を高めるための運用方法など一層の研究、検討をすべきである。

(4) 司会者らの発言・コメントについて

- ① 本件番組は、そのタイトルが示すように司会者のみのもんだ氏が様々な社会事象についてズバリと直言するところに最大のポイントがあり、それが人気を呼ぶ要素になっている。特定の事象や問題に切り込む鋭さと語り口調が魅力である。それだけに発言やコメントを裏付ける事実関係の正確さが前提条件になる。十分な調査取材に基づいた正確な判断に裏打ちされた的確なコメントでなければならない。それはコメンテーターにおいても同様である。
- ② しかし、本件放送をはじめ一連の不二家報道に関しては、視聴者に誤解を生じさせかねない不適切な内容のコメントなどが発せられていた。これは番組制作スタッフと司会者を含めてコメンテーターらの間に、事実は何であって、これを放送において何をどこまで伝えるか、何は表現してはならないかというフレームの設定がほとんどできておらず、情報共有のシステムが十分に構築されていないことに起因すると思われる。その結果、視聴者に誤解を生じさせかねない編集問題やコメントを誘発してしまったのである。
- ③ 本件番組の打ち合わせは、午前4時半から1時間程度行われている。しかし、3時間の生放送で取り上げるニュースや話題は満載の状態にあり、項目の一つ一つに至るまで十分な時間を割いて打ち合わせるのは、物理的に不可能である。また、上述のフレームが確定されるのは、日常的には前日の夜ころになるであろうから、可能な限りそのフレームを事前に伝えておくことが重要であり、不二家問題のような企画については、最低限、当日早朝の打ち合わせにおいて、しっかり時間をとってこのフレームを出演者が共有することが必要である。

【 意見 】 本件番組では、BPO「見解」と前後する形で「MCプロデューサー」制を導入した。司会者や出演者の発言・コメントを専属的にフォローする。同制度の有効的な運用と同時に「情報共有のための打ち合わせ」を一層充実させるべきである。

II. 事後対応態勢について

本件放送を端緒とするさまざまな問題は、TBSにとって、報道機関としての信頼性と公共性を揺るがしかねない事態を招いた。TBSは放送番組に関わる危機への対応を迫られた。だが、TBSの危機対応システムが十分に機能し、効果を発揮できたのかという点では課題が残ったと言わざるを得ない。

たとえば、対応全般を統括する担当部署の問題である。危機の発生段階、あるいは危機が増幅した段階等々、それぞれの局面や段階において、どの部署が危機対応を主導し、統括するか、曖昧な面が見受けられた。

また、本件放送の問題に対応するチーム（いわゆる「対策チーム」）の構成メンバーについても、その局面ごとに構成メンバーや会合への出席者が異なるなど対策チームの構成方法についても、やや場当たりの面があったという印象が残る。

そうした弊害として、情報の分散や拡散が生じ、事実関係や問題点の把握、分析、評価などについての情報集約と共有が十分に果たせなかったことを指摘しなければならない。

【 意見 】 危機対応、特に番組に関わる危機の対応システムを改めて見直し、改善されたい。

以上